

平成30年第7回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成30年7月10日（火）

午後1時30分開会

開催日時	平成30年7月10日	開会 1時30分 閉会 3時08分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	教 育 長 大熊 雅士 教育長職務 代理者 鮎川志津子	委 員 福元 弘和 委 員 岡村理栄子 委 員 浅野 智彦	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 川合 修 生涯学習部長 藤本 裕 庶務課長 三浦 真 学務課長 河田 京子 指導室長 浜田 真二 統括指導主事 平田 勇治 指導主事 丸山 智史 指導主事 田村 忍	生涯学習課長 関 次郎 オリンピック・パラリンピック兼 スポーツ振興担当課長 内田 雄介 図書館長 菊池 幸子 公民館長 西村 直邦 庶務係長 中島 憲彦	
調 製			
傍聴者 人 数	4名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	代処第 1 5 号	小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の代理処理について
第 3	代処第 1 6 号	小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理について
第 4	議案第 1 5 号	小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて
第 5	報 告 事 項	1 平成 3 0 年第 2 回小金井市議会定例会について 2 平成 3 1 年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について 3 海の移動教室について 4 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会について 5 もくせい教室に関する庁内検討委員会について 6 その他 7 今後の日程
第 6	代処第 1 7 号	平成 3 0 年 7 月 1 日付け副校長の任命に係る内申の代理処理について

大熊教育長 ただいまから平成30年第7回小金井市教育委員会定例会を開会
する。

日程第1、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、鮎川教育長職務代理者と福元委員にお
願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

大熊教育長 次に、日程第2、代処第15号、小金井市教育委員会公印規程の
一部を改正する規程の代理処理についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

川合学校 提案理由について説明する。

教育部長 本件については、生涯学習部に新たにオリンピック・パラリンピ
ック兼スポーツ振興担当課長を配置したことに伴い、小金井市教育
委員会公印規程の一部を改正する必要が生じたが、本規程は教育委
員会の議決すべき事項で、教育委員会を開催する時間的余裕がなか
ったことにより、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則
第4条第1項の規定に基づく代理処理をしたことについて、同条第
2項の規定により、その承認を求めるものである。

細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、
ご承認賜るようお願い申し上げます。

三浦庶務課長 細部について説明する。

平成30年4月1日付けで生涯学習部にオリンピック・パラリン
ピック兼スポーツ振興担当課長を新たに配置したことに伴い、当該
課長の公印を公印規程に追加するものである。公印の内容は、資料
のほうをご確認いただきたい。書体は古印体、寸法は方21ミリメ
ートルである。

本件については、6月に公印を新調し、直ちに公印を使用する必
要が生じたことから、教育委員会を開催する時間的余裕がなかった
ため、6月8日に代理処理をしたものである。

説明については以上である。よろしくご審議の上、ご承認賜るよ

うお願い申し上げます。

以上である。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

鮎川教育長
職務代理者 公印ができたということで、いよいよオリンピック・パラリンピックが身近に迫ってきたと思う。大変な事業だと思うが、よろしく願います。

大熊教育長 以上で質疑を終了する。
それでは、お諮りする。日程第2、代処第15号、小金井市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の代理処理については、承認することにご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 異議なしと認める。本件については承認することと決定した。
次に、日程第3、代処第16号、小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理についてを議題とする。
提案理由の説明をお願いします。

藤本生涯
学習部長 提案理由について説明する。
本件については、小金井市公民館条例第21条に規定する公民館企画実行委員から、本人の強い希望により辞職願が提出されたことに伴い、解嘱する必要が生じたが、本件は教育委員会の議決すべき事項で、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったことにより、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づく代理処理をしたことについて、同条第2項の規定により、その承認を求めるものである。

細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご承認賜うようお願い申し上げます。

西村公民館長 細部について説明する。
現在、第24期公民館企画実行委員の任期途中であるが、小野寺徹君から一身上の都合により辞職するという退任届が提出された。

5月31日に解嘱に関する代理処理を済ませたので、ご承認賜るようお願い申し上げます。

なお、後任の委員については、小金井市公民館企画実行委員選出要綱第2条により、特に補欠委員を置かないこととする。

以上、よろしく願います。

大熊教育長 事務局の説明は終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。よろしいか。

(質問・意見なしの声)

以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。日程第3、代処第16号、小金井市公民館企画実行委員の解嘱に関する代理処理については、承認することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 ご異議なしと認める。本件に関しては承認することと決定した。次に、日程第4、議案第15号、小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについてを議題とする。提案理由の説明をお願いします。

藤本生涯 提案理由について説明する。
学習部長 本件については、第24期小金井市公民館企画実行委員の任期が平成30年7月20日をもって満了することから、新たに第25期小金井市公民館企画実行委員を委嘱するため、本案を提出するものである。
細部については、担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

西村公民館長 細部について説明する。
第25期の委員については、5月15日号の市報で募集し、裏面の名簿にあるとおり、27名について提出し、名簿を作成したところである。

委員候補者の概要については、議案第15号資料1のとおりであるので、ご覧いただきたいと思う。

なお、貫井北分館については、現在、3名の候補者としているが、定数に達していない状況で、欠員のままでは来期の企画実行委員の数に支障を来すおそれがあることから、速やかに追加募集の手続を行うことを申し添え、簡単であるが、説明とさせていただく。

以上、よろしく願います。

大熊教育長 事務局の説明は終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

浅野委員 細かいことであるが、応募者全員が委員になったという理解でよろしいか。

西村公民館長 そのとおりである。

浅野委員 わかった。

岡村委員 女性が少ないのは、女性の応募者が少ないからということか。

西村公民館長 そうである。

岡村委員 全体に少ないし、東分館は女性ゼロである。

西村公民館長 東分館は、やりたいと応募してきた人たちが男性だけだった。

岡村委員 公民館といたら女性の方がよく利用している気がして、もうちょっと女性の応募者がいればいいのになと思う。

大熊教育長 どうしたらいいか。

岡村委員 80歳代の男性がいて、全体では60歳代の人が多いが、女性の60歳代ってすごく活躍できそうであるが、あまりいらっしやらない。これは公民館のグループ内から選ぶというのとは違うのか。

西村公民館長 グループ内の方にもお声がけをすることもある。

岡村委員 グループ内に女性がいらっしやるので、ちょっと声かけしたほうがいいのではないか。たくさん利用するのは女性のほうが多いような気がする。

大熊教育長 この次はいつ公募になるのか。

西村公民館長 今度、2年後である。任期が2年になる。

大熊教育長 それまでには何とか女性の委員を増やす手だてを是非ともお願いしたいが、どうか。公募なので難しいとは思いますが、教育委員会として女性を増やすような努力をお願いしたいという意見をここで申し述べさせていただくというのは。

福元委員 先ほどの話だと、グループにも声かけして進めているというように受け取ったんだが、そうではないのか。

西村公民館長 基本的には公募で応募していただくが、グループでやっていらっしやる方にお声がけをするということもある。

福元委員 そこの部分だろうと思う。グループにも全体のバランス的なこともお話しいただいて、そして、女性の方にもう少し声かけしてほしいということをお願いするのも方法の一つかなと思う。どうしても遠慮がちな人が多いから。

大熊教育長 積極的に声かけをお願いする。

西村公民館長 次回に向けて努力してみたいと思う。

大熊教育長 積極的に声かけをよろしくお願いするというのを付け加えるのはどうか。

浅野委員 同じことであるが、さっきもおっしゃられたことであるが、若い人が少ないというのも、この年代別男女別人数のところを見ると、30歳代までしかそもそも書いていなくて、本来、20代、10代

も論理的にはいておかしくない。だから、貫井北分館だと、若い方が随分あれこれやられているみたいなので、そういう方にもし運営にもかかわっていただけると非常にありがたいかなという気持ちもあるので、その点も。

大熊教育長 なるほど。

鮎川教育長 前回も貫井北分館の選出人数がそろわなかった。そのときに、東京学芸大学が近いので、20歳以上だと資格がある。
職務代理者

浅野委員 18歳以上。

鮎川教育長 18歳以上だと資格があるので、東京学芸大学などの学生さんにもお声がけすると良いと申し上げたと思う。先生方がおっしゃったとおり、若い方が入るのはとてもありがたいと思う。30代の方はご家庭も、とてもお忙しいので、どの年代もバランスよくというのは難しいとは思いますが、いいバランスで集まるとよい。
職務代理者

大熊教育長 30歳代、40歳代の方々というのは、どちらかという、PTAのほうに皆さん行っている年代だと思う。そういう活躍された方が、PTAを卒業すると、こういうところに来ていただいているというのがあるが、そうであれば、もっと女性が入っていい。その辺のつながりがうまくできるといいと思うので、今回のことを聞いて、いわゆる若い年代の人たち、それから女性の応募が積極的に行われるように働き方を願いますということを、ちょっと皆さんで話して、ひとつ決めたいと思うが、よろしいか。

そういうことで、以上で質疑を終了する。

それでは、お諮りする。日程第4、議案第15号、小金井市公民館企画実行委員の委嘱に関し同意を求めることについて、承認することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長 その2つのことについては、今後、よろしく願いますという附帯事項、ご意見が出たということをしっかり記録にとどめていき

いと思うので、よろしく願います。

そういうことで、ご異議なしと認める。本件については承認することと決定した。

次に、日程第5、報告事項を議題とする。

順次、担当から説明をお願いする。

初めに、報告事項1、平成30年第2回小金井市議会定例会について報告願う。

川合学校
教育部長

初めに、学校教育部関係から報告する。

初めに一般質問であるが、報告事項1資料をあわせてご覧いただきたい。9名の議員からご質問等をいただいたところである。

1人目の吹春議員さんからは、前回の定例会に引き続き、児童・生徒の見守りに情報機器の活用を促進しないかといったことでのご質問であった。教育委員会としては、登下校メールシステムの状況についてを報告しているが、吹春議員の趣旨は、登下校メールシステムを学校や学童保育だけではなく、児童館や図書館へも設置しないかという趣旨での質問から、学校教育部のほうの利用状況についての確認の質問を受けたところである。現在、小学校6校で導入していることを答弁している。また、導入していない学校へは、PTAや保護者などの理解・協力を得ながらシステムの活用ができるように促していきたい旨のお話をさせていただいた。

また、新1年生に配付している防犯ブザーについて、ブザーが鳴るものではなく、女性の音声で助けてと連呼するものが効果が非常に大きいということで、そういうものを導入しないかという質問もあった。市のほうで配付している製品については、毎年の予算の範囲内で選定をしていることから、紹介いただいた製品についても、情報を収集し、研究していきたい旨を答弁している。

2人目の鈴木議員からは、「いじめのないまち小金井」宣言のその後についての質問をいただいた。1点目は、主に、平成24年策定の宣言以降、市が行った取り組みについてのご質問である。平成24年以前より教育委員会では、いじめの早期発見・早期対応を目指し、いじめ防止に向けた教員研修を実施したり、各学校でいじめ発見のためのアンケート調査を年3回実施していること、また、小学校5年生と中学校1年生に対しては、年度当初に各学校のスクールカウンセラーによる全員面接を行っていることについて答弁し

ている。平成24年10月に「いじめのないまち小金井」宣言を行って以降、平成25年にはいじめ防止対策推進法、平成26年度には東京都いじめ防止対策推進条例、また小金井市ではいじめ防止基本方針を策定し、平成27年度には市内の小・中学校が学校いじめ防止基本方針を策定し、各学校ではその基本方針により全教育活動を通じて人権尊重教育を行い、いじめは著しい人権侵害であることを指導している旨を答弁している。また、2月に開催している教育の日の第2部では、ここ数年特に話題になっているSNSによるいじめ防止をテーマに、市内小・中学校の生徒会が意見交流をする場を設けていることとお話しした。

2点目は、家庭、学校、地域や関係機関の連携についてのご質問があった。小金井市では、日ごろから学校、家庭、地域、関係機関が顔を合わせ、児童・生徒の健全育成を目指して連携を図るように健全育成推進協議会を年3回開催し、そのうち1回を中学校区ごとにいじめ問題や未然防止について協議する子ども支援ネットワーク会議として開催していること、また、各学校では、学校だけでのいじめの解決を目指すものではなく、関係機関と十分に連携して丁寧な対応を図ったり、今後もいじめをしない、させない、見逃さない小金井の実現に向けて、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいく旨をお話しした。

3点目は、小金井市地域全域でいじめをなくしていくためには、いじめ防止基本方針だけでなく、いじめ防止条例の策定に向けた取り組みをしていく必要があるのではないかという質問である。いじめをしない、させない、見逃さない小金井の実現に学校と教育委員会が連携して、人権教育、いじめ未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいるが、引き続き、いじめ問題の対応の充実を図るため、市長部局の協力を得て、小金井市いじめ防止条例の策定について検討する旨を答弁している。

3人目の沖浦議員からは、学校教育、学区域、地域が見守る学校についての3点質問があった。1点目は、ICT環境・プログラミング教育の現状、目標、今後の展望ということである。昨年度、教育用の携帯型端末の配置と普通教室に無線LANのアクセスポイントを整備し、授業に必要な映像資料を大きく見せることなど、視覚的な支援ができるようになったこと、さらに、インターネットの

接続が無線になったことにより、準備の時間の短縮や各学級1台当たりの配置となったことにより、授業におけるICT機器の一層の活用が図られるようになったことを紹介した。また、これまでICT活用事業推進校として研究してきた前原小学校の取り組みをもとに、コスト軽減と先端技術の活用を組み合わせた次世代学校ICT環境モデルを提案し、実証団体の一つに選ばれて研究されている。今年度は、本町小学校が東京都プログラミング教育推進校に指定され、平成30年、31年度の2年間においてプログラミング的思考を育むことを目的とした授業を計画的に推進することを紹介した。教育委員会としては、引き続きICT環境の整備やプログラミング教育についての研究を進めていく旨を答弁している。

2点目は、ICTは教職員の働き方改革を実現できるのか、その見通しはという質問であった。市内の全小学校において校務用パソコンが整備されており、校務支援ソフトを使用することで、成績処理や出席簿の管理、通知表や指導要録の作成にかかる教員の負担軽減が図られ、また、学校内や学校間において共有のフォルダーを使用してデータを共有することができ、授業で使用する教材等を共有化することで、作成に費やす時間を短縮することができ、労務の改善につながると考えられると答弁している。沖浦議員からは、小金井市が教育の最先端のまちとしてICT環境を整備していくことは、児童・生徒の将来にとっても大切なことであり、ここで子育てをしたいと思われるまちをつくる要素の一つになると考えるのご発言をいただいた。

3点目は、学区域の見直し、中学指定校変更要件の緩和についてである。前回の平成30年第1回市議会定例会で同様の質問を受け、その後の経過と現状について確認のご質問があった。3月27日に開催された教育委員会定例会及び総合教育会議において、学区域の検討状況を報告したことを発表している。報告の内容は、3つの視点からの現状と課題ということで、1つ目は学校規模の視点からの検討である。課題としては、規模に偏りがある学校、基準を超えている学校があること。2つ目は、将来の児童・生徒の推計の視点からの検討である。教育人口推計によると、しばらく児童・生徒が増えるとの見込み。課題としては、人口ビジョンなどのほかの推計との比較・検討やまちの影響の検討を挙げている。3つ目は、学区域の利便性からの視点の検討である。保護者からの要望や中央線高架

化からの影響。課題は、保護者からの要望への対応や学校からの意見聴取などとなっていること。学区の変更は、市民生活に大きくかわることから、丁寧に進めなければならない、有識者や市民を交えた検討協議会を設置し、時間をかけて検討する必要がある、決定してからも1年以上の周知期間が必要であると考えていること。また、その一方で、緑中学校や東中学校の生徒数の調整等と、一部小学校に対する児童・生徒数の増加への対応は、喫緊に対応していかなければならないため、近隣市でも実施している調整区域を設定し、弾力的運用で喫緊の課題へ対応することも検討したい旨をお話ししている。

また、中学校の入学時に部活動を理由とした指定校変更要件の緩和の件については、どのくらいのニーズがあるか不明なため、この間の具体的な検討に入っていないため、保護者アンケートなど、ニーズ把握を考えていきたい旨について答弁している。

4人目の遠藤議員からは、子どもたちの見守りについて、東京都児童喫煙防止条例の関係で学校行事・教育機関周辺での禁煙を、また中学校で消防団活動の周知教育後の大きく3つの質問があった。1点目の子どもたちの見守りの1つ目として、カンガルーポケットの現状と今後についての質問である。現状の課題としては、各学校の取り組みに温度差が生じているのではないかというふうなご意見をいただいた。そこで、こちらからは、第一小学校のPTAが主催しているカンガルーポケットスタンプラリーと、東小学校の集団下校訓練の中で、登録家庭のインターホンを押して子どもたちと登録家庭の方が顔を合わせる活動を紹介し、教育委員会としては全ての子どもたちが安心して生活できるまちを目指し、今後も健全育成推進協議会を中心に、登録家庭の確保やこの制度の周知徹底に努める旨を答弁している。

2つ目はスクールメールシステムの拡大についての質問で、1人目の吹春議員と同等の答弁をしている。

受動喫煙防止の関係では、市全体で取り組む必要があるとの考え方の質問である。東京都子どもを受動喫煙から守る条例の制定に向け、都内の公立小・中学校では敷地内全面禁煙の措置がとられる状況があり、市立小・中学校14校において敷地内全面禁煙とする準備を進めていること、東京都条例では学校周辺の受動喫煙についても規定があることから、周知できる団体にはその辺も含め工夫して

いきたい旨を答弁している。

次の、中学生の防災訓練の参加について、非常に地域の中で期待感が持たれていることから、中学校での防災訓練・消防団活動を生徒に周知をとの質問である。本年度の社会科副読本の『わたしたちの小金井』の改訂においても消防団活動がわかりやすいように記載され、子どもたちが学習していくことになっていること、また、教育委員会としては、本年度の副読本の改訂の際、消防団のページを充実させ、小学校段階から消防団活動についてさらなる周知を図る旨を答弁している。

5人目の白井議員からは、なぜ公共施設マネジメントが進まないのかとの質問の中で、小・中学校のプールの授業を民間の施設での実施へとのご提案をいただいた。千葉県佐倉市が、小・中学校のプールにかかる維持管理費を縮減する目的から、民間のスイミングスクールで授業を実施している。また、目黒区の碑小学校では、小学校と出張所、地区プールの複合化の事例を紹介している。佐倉市の事例では、スイミングスクールと学校との移動時間の確保や他の授業の授業時間数への影響などの課題があること、また、学校のプールは、水泳指導だけでなく、生活科、理科の学習にも利活用され、加えて災害時の消防水利として活用することも考えられることから、小金井市教育委員会としては、市が進める公共施設マネジメントの視点とともに、子どもたちのための教育の場であるとの視点を大切にしていきたい旨を答弁している。

6人目の渡辺ふき子議員であるが、全ての人が差別されることなく安心して暮らせる小金井に、障害がある人、LGBT、外国人等に対する偏見の対応について、学校や地域において学習会や研修会を開催すべきとの質問に対し、学校での状況をお話した。教職員に対し、東京都教育委員会作成の人権教育プログラムを活用し、研修を行っていること、市立小・中学校全ての校長、副校長、主幹教諭、進路指導担当を東京都教育委員会主催の人権教育に関する研修会に必ず出席させ、障害のある人、LGBT、外国人についての理解を深めること、今後も引き続き、教職員及び子どもたちの人権教育、人権意識を高める教育を行うことを答弁している。

7人目の湯沢議員からは、学校での日焼け止めの使用についての質問である。1問目の、日焼け止めを校則で禁止している、また、校則がなくても、化粧品とみなし、禁止している指導を行っている

学校はないかとの質問に対し、校則で禁止している学校はないこと。しかし、香料の強いもの、においが強いものは避けるよう指導していることや、プールの水が汚れるという理由から、水泳指導の際は認めていない学校もあること。その際、肌が弱い子どもについてはラッシュガードの着用を認めていること。

2問目の市の教育委員会の見解に対しては、学校では屋外で教育活動を行う際、児童・生徒の健康面に十分配慮してやる。屋外活動における児童・生徒の健康面での影響は一人一人違うことから、今後も個々の状況に応じて対応を図っていくよう各学校に周知していく考えを答弁している。

8人目、片山議員からは、新教育長の見解を問うということで、3つの質問があった。1つ目の、新学習要領と道徳教科化については、まず、新学習要領では、これからの教育は子どもたちが未来社会を切り開くための資質・能力を一層確実に育成することが大切であるとしている。よって、子どもたちが学習内容を深く理解し、将来にわたって能動的に学び続けるにはどのように学ぶのかという視点での主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育改善が求められている。教育委員会としてもこれらの改革は必要であると認識しており、積極的に改革に取り組んでいくことを答弁している。また、道徳の教科化については、道徳が特別の教科になる背景には、いじめの本質的な問題に向き合うことや命の大切さを学ぶことが大切であり、価値を一方的に押しつけるのではなく、多様な他者との議論を重ねて探求していくことが重要であること、教育委員会としては、道徳の教科化が適正に推進されるよう、各学校へ指導を引き続き行っていく旨を答弁している。

2つ目の、不登校の子どもの居場所とみんなの学校についてである。まず、不登校の居場所について、不登校になってしまった子どもがみずから主体的に学校区や進路決定ができるようになるには、一時的に学校以外の場で安心して生活できる居場所を持つことが大変重要である。本市ではもくせい教室が挙げられ、子どもの心の居場所となり、そこでの生活を通じて自分の考えや他人とのかかわりを見つけ、一人一人が自信をつけてくれることを教育委員会は目指していることを答弁している。

また、みんなの学校について、大阪市立大空小学校では、学校と家庭、地域が連携し、特別な支援を必要とする児童を含めた全ての

児童に対するさまざまな支援を行えることは認識しているが、現在、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境が大きく変化し、また、中央教育審議会報告等では、インクルーシブ教育システムの構築のために特別支援教育の確実な推進が必要とされていることから、小金井市教育委員会としては東京都特別支援教育推進計画の趣旨や各施策の方向性を十分踏まえ、本市の特別支援教育の充実・発展に努める旨を答弁している。

3つ目の子どもの権利についての質問である。子どもの権利条例においては、相談、救済の項目があり、のびゆくこどもプランでは、子どものオンブズパーソンの設立計画が挙げられている。教育委員会としても、この辺の取り組みを進めていかないかという趣旨の質問であった。教育委員会では、教育相談所において児童・生徒やその保護者から困ったことなどについて相談の受け付けをしている。教育委員会としては、教育相談所の充実を図ることが大切であると考えている旨を答弁している。

9人目の斎藤議員である。平成30年度の当初予算の教育費は、数年連続、26市中最下位で、本当にこれでいいのかという質問であった。当初予算ベースでは他市との比較をするのが非常に難しい状況がある。それぞれの行政によって組織が違うことが一番の問題である。そこで、子どもたちに直接関係する経費について、総務省、東京都が公表している平成28年度決算等をもとに、教育総務費、小学校費、中学校費の合計を比べると、26市中20位。しかしながら、26市において給食センターの建設や学校用地取得などをした団体が存在し、普通建設事業の実施の有無によって順位が大きく変わることから、普通建設事業費を控除すると、26市中17位となり、さらにこの額を小学校・中学校の児童・生徒で割り戻すと、児童・生徒1人当たりの金額は26市中15位というふうな状況になることを説明した。結果、このままでよいとは考えていないが、市内の公共施設の床面積の約60%以上が学校施設であり、その対応についても急務なところがあると課題として認識していること、この点は市全体の予算にもかかわることなので、必要な経費については重点的な整備を進めていくことになるというふうな答弁をしている。大熊教育長からは、小金井市には他市に誇れるプライスレスの教育環境があること。子供会連合会は、東京だけでなく、日本

の中でも最も充実していると思う。先日行われたキッズフェスティバルでは、小金井の子どもたちに豊かな地域の教育環境を充実させるための団体がたくさんあることがわかった。また、秋には科学の祭典、薬物乱用防止など、各市のお手本となるような活動が昔から行われている。このようなすばらしい教育環境が整っているということが、全てプライスレスであるというようなことから、このようなすばらしい活動に甘えることなく、小金井で子どもを育ててよかったと思われるよう、さらなる教育の充実化を図りたい旨のご発言があった。

一般質問については以上9名からである。

次に、厚生文教委員会の状況である。6月13日に開催された厚生文教委員会であるが、21日も開催されている。学校教育部に直接関係のある案件はなかったが、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例、いわゆる障害者差別解消条例の審査とその条例に関する7本の条例の審査が行われた。最終本会議には修正案が議員から上程され、全議員の賛成で一部修正という形で可決された。

次に、予算特別委員会である。6月18日から、会期を延長して7月2日まで4日間ほど開催されている。平成30年度一般会計補正予算（第1回）には、学校教育部関係では、指導室のオリンピック・パラリンピック教育推進校、緑小に関する事業費と、青梅信用金庫より小・中学生を対象とした文化・体育・スポーツ振興を目的とした指定寄附金を活用した事業で、東京都教育委員会主催の中学生東京駅伝大会にて市内の中学生の選抜チームが着用するユニフォームの購入費用を計上している。これに関しては特段の質疑はなかった。質疑の中心は、補正予算に計上された新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計委託料等に係る関係経費が長時間に及び、会期を8日間延長し、予算の質疑が行われた。最終本会議には修正案が共産党4名及び渡辺大三議員から上程されたが、この修正案については否決され、原案が可決されたが、新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計等に係る予算の執行についての附帯決議があわせて可決されている。

次に、平成30年6月20日に開催された行財政改革推進調査特別委員会については、学校教育部関係の質疑はなかった。

以上で学校教育部からの報告を終わるが、詳細についてはユーチ

ューブで配信されたり、会議録もホームページにアップされると思うので、そちらのほうでご確認いただきたい。

以上である。

大熊教育長

続いて、生涯学習部から報告する。

藤本生涯
学習部長

生涯学習部から報告をする。

資料については、報告事項1資料の裏面ということになるが、今、学校教育部長からも説明があったとおり、1番と3番と7番は、それぞれ学校教育部にも関連していることとなる。

それでは、生涯学習部関係については、一般質問、7人の議員から11件あった。その質問の概要と答弁の概略について説明する。

まず、1人目、吹春やすたか議員である。小金井市の児童・生徒の見守りについてということで、図書館などにもスクールメールシステムを導入しないかという質問に対しては、子どもを見守る視点から有効な手段の一つであるとは認識しているが、限定された児童の来館だけではないこと、滞在時間が予測できないこと、子どもたちの来館時・退館時のシステム利用に図書館職員が目配りできない等の理由から、図書館としては現在のところ活用に向けての検討はしていない。近隣市の図書館についても確認したが、設置している図書館、設置を予定している図書館はないというふうに答弁している。なお、児童青少年課からは、児童館についても設置予定がないというふうに答弁しているところである。

続いて、2人目、小林正樹議員、玉川上水沿いの緑道整備活用の進捗についてということで、平右衛門橋と歩道まで一定の歩行者数もあり、安全面の観点から緑道の拡張はできないかという質問に対しては、玉川上水沿いの歩道は文化財保護法に基づいた、指定された国の史跡及び国の名勝の区域内に含まれており、拡幅工事等を行うに当たっては、東京都教育庁を通じて国に対し申請を行い、文化庁から許可を得る必要がある。教育委員会としては、文化財の保護という観点を重視しつつ、片や平右衛門橋を渡って緑道を通行される方の利便性も一定考慮する必要性の観点から、現在、東京都教育庁に相談しているところであり、回答をいただいた後に対応を検討するというふうに答弁をしている。

続いて、南側緑道と上水桜通りのスロープの検討状況についてと

いうことである。こちらについては、スロープの撤去または存置は、整備活用推進委員会において桜の根の伸長阻害の低減や歩行者通行幅を確保するために、部分的に撤去する案が一つの指針として検討されている。現段階ではまだ検討中であるのが実情であるが、ヤマザクラの根の伸長への阻害を軽減することと緑道の利用形態をなるべく変えないという両方の視点から、今後も検討していくというふうに答弁している。

続いて、誰もが歩きやすい緑道の検討状況についてということである。こちらについては、玉川上水沿いの歩道内には古木の桜の根が露出している場所があり、根元が踏まれ、桜の樹勢劣化の原因の一つとなっている。また、歩行者が歩きにくい状況ともなっている。安全に歩行でき、桜の根も守れる玉川上水緑道を目指すため、整備活用推進委員会では専門家とともに現地確認を継続しており、緑道整備について少しずつ議論を進めている状況である。現段階においては、歩きやすさや桜の保護を考慮し、緑道の路面については、歩きやすく自然に近い土系舗装の路面を想定し、舗装は1.5から2メートルの幅を持たせる内容が一案として検討されているところである。今後も散策に訪れた人々が安全で快適に文化財に親しめるよう、スロープの撤去や存置を含めて適切な対応方針を協議していくというふうに答弁している。

続いて、3人目、遠藤百合子議員からである。こちらも学校教育部から報告があったが、生涯学習部関係での施設の対応についてである。受動喫煙防止条例の関係である。大多数の施設においては、屋外に専用のスペースを設けて喫煙場所としているのが現状である。公民館等については、幅広い世代で利用者が使用する施設であるという側面もあることから、屋内禁煙とし、屋外に喫煙場所を設け、分煙とすることで、受動喫煙防止対策を行ってきた。生涯学習部としても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、より一層の健康増進の意識が醸成されることから、東京都受動喫煙防止条例の内容に注視し、受動喫煙防止対策を推進していきたいと考えているというふうに答弁している。

続いて、4人目、坂井えつ子議員である。小金井の文化財をしっかりと守っていこうということで、まず1点目、文化財保護の考え方については、市では文化財保護法に準拠した小金井市文化財保護条例を定めており、本条例に則り文化財の保護を行っているというふ

うに答えている。また、そのほか、文化財の管理体制であるとか、文化財関連の予算であるとか、地域住民の方との連携についての質問があり、それぞれについて答弁をしているところである。それらを含めて総体的に、今後も各地域に残る貴重な文化財の特色を生かし、後世に伝えていくために地域住民の方々と意見交換をし、またご協力をいただきながら、地域の文化財の魅力の情報発信に努めていきたいというふうに考えていると答弁をしている。

続いて、個別案件が幾つかあった。まず1点目である。陸軍技術研究所境界石杭についてである。石杭については、旧陸軍技術研究所の存在を現地に示す遺物として後世に継承するためにも文化財として登録し、現地保存する必要があることから、小金井市文化財保護審議会に諮問し、現地視察も既に行っているところである。今後、文化財保護審議会からの答申をいただいた後、小金井市教育委員会で小金井市登録文化財の登録についての議決を得た場合には、文化財として登録される見込みであると答弁している。

2点目、空林荘の再建についてのその後の検討ということである。これも何回か議会でも質問をいただいているところである。現段階では再建は考えていない。再建しても、それは、似て非なるもの、レプリカということになり、文化財としての価値はないものとなるが、文化財保護審議会において、復元するのではなく、『次郎物語』の原稿や複製品の展示などにより、価値を継承する方法も考えられるといった意見もいただいております。今後も広報を充実させていくなど、その歴史的価値をしっかりと発信することで次世代にしっかりと受け継いでいきたいと答弁している。

次に、旧浴恩館、文化財センターの火災、盗難、その他災害の防止に万全を期していただきたいという質問に対しては、平成25年2月に発生した火災によって空林荘が焼失したことを受け、文化財センターの防火・防犯体制を強化してきた。防火体制では、施設の各所に消火設備を設置し、職員が自衛消防訓練を受けるとともに火災訓練を行っている。防犯対策では、建物周辺へのフェンスの設置や防犯カメラを設置している。建物のセキュリティーに対しては警備会社に委託し、火災・侵入に対する総合的な監視を行っている。今後も文化財センターの管理を徹底し、防火・防犯体制の強化を図るとともに、防火訓練を行うなど、十分な対策を講じていくというふうに答弁している。

続いて、古文書については、現在、耐火施設内に保管されているが、日々増えてきて、置き場がない状態に近いという話を伺った。今後の適正管理の考え方についてはどうかということでの質問に関しては、現在は耐火構造の倉庫内にて管理しているが、今後も古文書が新たに寄贈され、資料が増加することは予想される。市史編さん事業が一段落することを機会にして、古文書のほか、その他資料を適正に保存・管理及び活用しやすい環境を確立できるよう、保管施設の設備整備を含めて収集資料の整理等を進めていく考えであるというふうに答弁している。

続いて、玉川上水について、ケヤキは玉川上水沿いに生えているというだけで雑木とされ、伐採の対象となる。生物多様性の観点を尊重すべきであるという質問に対しては、玉川上水内の小金井市域を含めた東西約6キロの区間においては、名勝小金井桜として国の文化財の指定区域に位置づけられている。そのほかの雑木が伐採の対象となる理由は、文化財保護の観点から判断されるものであり、本整備事業が他の植物、生き物に配慮しないわけではなく、名勝指定区域においては桜並木を主とした上で、桜を被圧しない程度の植物を残し、桜と草地で構成された本来あるべき植生環境の再生を目指しているものである。他の植生にも配慮を行うということも可能であると考えていると答弁している。

続いて、5人目、水上洋志議員である。放課後子どもプランについて、現在の進捗状況、今後の検討スケジュールということである。のびゆくこどもプラン、放課後子ども総合プラン事業にあるとおり、平成31年度までに一体型を6カ所、連携型を3カ所整備するという計画となっており、それに基づき、今年度から先行4校、第三小学校、東小学校、前原小学校、本町小学校となるが、こちらで協議会を学期に1回ずつ開催し、平成31年度には全9小学校で協議会を開催する予定と答弁している。

続いて、今後の充実について、学童保育所と放課後子ども教室の事業の目的と役割についてということである。こちらについては、放課後子ども総合プラン協議会の所管事項として、まず1つ目は、共通プログラム、学校施設の活用に関すること、2つ目として、放課後の子どもの居場所に関する情報共有と規定している。放課後子ども教室の事業目的は、子どもの放課後の安全・安心な居場所づくりであり、学校、学童保育所、放課後子ども教室の3者それぞれの

立場を尊重しながら行える範囲内での連携を目指し、協議会を実施していく予定である。教育委員会としては、一体化ではなく、一体型・連携型の放課後子ども教室を実施するよう取り組んでいると答弁している。

次に、全体の実施状況をさらに拡充するための課題についてという質問に対しては、放課後子ども教室事業を充実するに当たり、担い手不足や活動場所の不足などが課題と考えている。放課後子ども教室は地域の方にボランティアとして担っていただける事業であることから、ボランティア同士での信頼関係を築き、一緒に活動していくことができる担い手の方を探し出すことは、ある程度時間があるものである。また、活動場所に関しては、教室等の確保で学校内の調整に苦勞されているとも聞いている。このような状況であるが、今後も放課後の子どもの安全・安心な居場所をさらに充実させるためにも、協議会などを通じて3者で話し合い、調整、連携しながら取り組んでいくと答弁した。

また、文化財センターの今後についてということである。文化財センターの施設整備についてはどう考えているのかという質問に対して、文化財センターは旧浴恩館を展示・保管施設としてリニューアルした建物で、25年目を迎える。趣があるたたずまいではあるが、木造施設であるということから、耐震・耐火性についての課題はある。これからは資料等の保管体制の構築が喫緊の課題であると認識しており、文化財センターの施設整備について収蔵資料の管理方法や活用方法のソフト面、そして施設維持管理に関するハード面といった多角的な面から今後検討していきたいと答弁している。

続いて、保存すべき文書の適切な管理を行うよう対策の検討をということの質問をいただいたが、先ほどの坂井えつ子議員からの質問と同様の内容を答弁している。

続いて、6番目、田頭祐子議員である。新庁舎・新福祉会館を早期に建設し、地域の拠点づくりにしよう。新福祉会館には障害者への理解促進のためにも学びや交流の場づくりを企画・実施する公民館機能が必要。なぜ新福祉会館に公民館本館を設置しないのかという質問に対しては、まず、前段で福祉会館担当のほうで答えているが、これまでと同様の答弁となるが、市民の活動は多様化し、学びを基本とする生涯学習の場、ボランティア活動や地域の活動の場、親睦の場、さまざまな市民活動の利用を想定すれば、あえて福祉会

館の集会室とか公民館で使う社会教育施設だという縦割り、また専用の施設にしないほうがいいという考え方である。これまでと同様、学びの場としての確保・運用することで対応できると考えており、公民館本館事務所機能の導入の方向性はないと答弁している。

また、中長期計画や公民館有料化の方向及び公運審での議論や諮問のスケジュールということで質問をいただき、こちらについては、中長期計画については公民館で案を作成し、公運審に報告させていただき、意見等をいただきながら進めていく。現在、計画の策定スケジュールについて検討をしており、その中で委託化やセンター化、有料化についても検討しているというふうに答えている。

最後に、片山薫議員である。学校教育、子どもの権利、社会教育、教育と福祉の連携の重要性など、現在の小金井市における教育分野全般への新教育長の考え方を問うということで、社会教育と福祉の連携、公民館の必要性についてということである。答弁として、社会教育と福祉の連携については、公民館活動で見ることができる公民館でまず学び、福祉関係団体等の活動で実践するという地域課題解決学習の流れから見ることができると思う。また、公民館の講座や研修等で得た知識を生かし、福祉などにかかわるボランティア活動に参加することを支援していくことは必要と考えており、こういった社会教育、生涯学習と福祉の連携は公民館機能として必要であるというふうに考えていると答弁しているところである。

以上が一般質問及び答弁の概要となる。

続いて、厚生文教委員会関係である。まず、6月13日の関係である。生涯学習部関係では、陳情が2件、小金井市体育協会への補助金交付の一時停止を求める陳情書、また小金井市体育協会への補助金の一部返還に関する陳情書の審査が行われたが、小金井市体育協会への補助金交付の一時停止を求める陳情書については、6月12日付けで陳情者から議長宛てに撤回の申し出が出され、本会議での手続が必要となるため、6月13日では保留となり、後の6月21日、本会議にて撤回の承認がされた。もう1件については継続審議となっている。また、本件については、教育長からも、体育協会の理事会に教育長が出席するなど、教育委員会もかわり、これまでの陳情や市議会での議論等も伝え、改善を図られるよう内部の体制を整えるための話し合いをする。市民の理解が得られるよう適切に事業を執行するとともに、公正性、透明性を確保、または独立し

た公益法人として説明責任を果たせるようしっかりと運営していただくことを申し入れるとともに、市教育委員会も協力していきたいというふうに発言をされているところである。

続いて、庁舎及び新福祉会館建設等調査特別委員会は、6月19日に開かれている。生涯学習部関係では、新庁舎に関して図書館が当初の計画の6施設複合化計画に含まれていたことから、また新福祉会館に関して公民館が旧福祉会館に入っていたことから、質疑に関係しているところである。また、庁舎及び新福祉会館建設に当たり、起債も含めて多額の費用がかかることに対して、図書館、公民館本館、東小金井北口市民施設建設、南小・一小地区児童館建設など、市民から求められる施設の方向性が示されない中、市庁舎だけが具体化されることは市民の理解が得られないなどという観点から、図書館及び公民館本館についての建設スケジュール等の質疑が、5月28日また6月19日の本委員会及び6月12日の全員協議会、6月18日の予算特別委員会において複数の委員からあり、答弁についてはこれまでと同様の計画についての答弁をしているところである。

続いて、そのほか、行財政改革推進調査特別委員会については、特段の質疑もなく、終了しているところであり、また、予算特別委員会については、先ほど学校教育部長から報告があったとおりである。

以上で報告を終わる。

大熊教育長

事務局の説明が終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。今、聞いていてもわかるが、今回、たくさんの質疑に対して、事務局の人たちがそれに懸命に答えていったという経緯があるかなと思うが、何か特にあるか。

岡村委員

学校での日焼け止め使用について、議員さんがおっしゃっているように、日本の学校ではちょっとまだ抑制的なケースがあり、2000年から皮膚科学会は学校で紫外線防御を行うように運動してきたが、ここに来て、小金井は校長会でお話しさせていただいたりしてぐっと進んだと思われる。また、本年度中に全国300校ぐらゐにアンケートして、どれくらい達成されているかを確認することになっている。大分抑制がとれてきたと思われるので、今年度中に

報告できればと思う。アンケートもちょっと押しつけがましくなってしまうかもしれないが、三小の先生たちは子どもたちに運動会のときも日焼け止めを塗るように言ってくださったりして、小金井市はかなりいい線をいっているのではないかと考えている。

大熊教育長

ほかにあるか。

ほんとうに大変だったと思う。感想としては、わりと議員さんはわかってくれたかなという感じがいっぱいあった。

以上で、平成30年第2回小金井市議会定例会についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項2、平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択について報告願う。

浜田指導室長

今回の教科書採択に当たり、まず、道徳教育の充実が求められる背景について話をさせていただく。深刻ないじめの本質的な問題解決に向き合う必要や、これからの社会は決まった正解のない予測困難な時代を生きるという背景がある。これまで道徳教育はいじめ防止に関して大きな役割を負っていた。しかし、これまでの道徳教育は、読み物の登場人物の気持ちを読み取ることで終わってしまっていたり、いじめは許されないということを生徒に言わせたり書かせたりするだけの授業になりがちだと言われていた。現実のいじめ問題に対応できる資質・能力を育むためには、あなたならどうするかを真正面から問い、自分自身のこととして多面的・多角的に考え、議論する道徳へと変換することが求められている。自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受けとめ、多様な他者と議論を重ね、探求していく資質・能力が求められている。こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たすと考えられる。このような視点で教科書をご覧いただき、教員が道徳の授業で生徒に考えさせ、議論できるようなものを研究していただきたいというふうに考える。

それでは、これまでの調査研究等の状況を報告する。各学校では、全教員が教科書見本を使い、5月中旬から6月中旬の約5週間にわたり調査研究を行った。その後、各校の委員で構成された調査研究委員会において研究内容についての協議が行われ、2回の選定調査委員会を経て調査資料がまとめられた。選定委員の保護者の代表の

方には実際に図書館に足を運んでいただき、調査研究を行っていただいた。ある特定の考え方、見方に偏重的でない教科書で学んでほしいとか、読んで何かを感じ、いろいろな考えを持てる教科書を使ってほしいといったご意見をいただいた。

次に、教科書展示会についてであるが、図書館本館と貫井北分室において5月22日から6月24日まで行った。市報及び小金井市ホームページにおいて広く市民にお知らせし、意見や感想を33件いただいている。ご参考にさせていただきたい。

報告については以上である。

大熊教育長

事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

今の指導室長の説明にあったように、いわゆる今回の「特別の教科 道徳」になった経緯と言われるものは、大津の事件があって、いじめ防止、命の大切さということをしつかりと学んでもらいたいということの基本として「特別の教科 道徳」になった。このことを今度、小金井の全部の市立中学校の子どもたちがしつかりと学べる教科書を選んでいただきたいと思います。そのときに価値を押しつけるのではなく、今、指導室長が言われたように、考える、議論する道徳ができる、それを可能とする教科書を選ぶ必要があると思うので、どうか慎重に、そしてこの視点を忘れずに選択していきたいと思う。いかがか。

鮎川教育長
職務代理者

心して臨みたい。

大熊教育長

価値の押しつけを懸念する意見もあるが、そういうことで道徳があるのではない。子どもたちの心を育てるために有効な教材を選びたいと思うので、どうかよろしく願います。

それでは、事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。よろしいか。

では、よろしく願います。

以上で、平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項3、海の移動教室についての報告を願う。

平田統括
指導主事

海の移動教室について報告する。

小学校5年生を対象にした今年度の鵜原海の移動教室は、5月14日の出発である緑小学校を皮切りに、6月13日の本町小学校まで計画どおり実施し、9校全て無事終了した。今回の海の移動教室では、勝浦海中公園内の磯観察や、鵜原理想郷内の毛戸海岸の地層観察、勝浦漁港などの見学を行い、理科や社会科、総合的な学習の時間で学習する内容について理解を深めることができた。2泊3日の宿泊行事を通して、児童は集団のルールや協力して取り組むことの大切さを学ぶとともに、心の交流を深め、充実した移動教室を実施することができたと考える。また、今回の移動教室では、車椅子を利用している児童が1名参加した。児童には統括指導主事と宿泊介助員の2名が専属で支援に当たった。車椅子に装着する補助器具を使い、山道や海岸などの舗装していない道の移動を行うことができ、全てのプログラムにできる限り参加した。障害者差別解消法の合理的な配慮の提供のもと、児童が宿泊行事に参加するに当たり、保護者や本人の意向を聞き、学校と教育委員会で必要な変更・調整及び支援を協議してきた。今後は、今回の取り組みの成果・課題をまとめ、次年度の宿泊行事に生かしてまいる。

報告は以上である。

大熊教育長

ということである。僕も実際に車椅子に装着する道具を見せてもらった。ちょうど、車椅子の前に取っ手をつけて、この取っ手をつけることで、浅草にある人力車のように引っ張っていける感じだ。もう少し詳しく説明してもらいたい。

平田統括
指導主事

先ほどの車椅子に装着する補助器具であるが、車椅子は通常、押すというものである。小さな段差があると、押す場合、押せなくなる。しかし、それを補助器具を使って、人力車の引くことによって段差を上がることができる。ちなみに、どこまで行ったかというところ、あそこは鵜原理想郷という山があるが、その山頂まで行った。また、海の場合であるが、砂浜から磯観察をする場面があり、比較的フラットな磯のところまで引くことができた。一番の課題が山と磯観察だったが、そのところである程度一定の活動ができたという点では非常に有効な補助器具だったなと思っている。

大熊教育長 そうである。実はいわゆる災害があったときに車椅子の子が適切に避難できるようにするために必要な器具ではないかなというふうに思った。今回は借りてきた。今後、そんな形での整備ができたらいかなというふうに思うが、とにかく1回成果があったということだけは報告させていただきたいと思う。

ほかにあるか。

鮎川教育長
職務代理者 鵜原に何回か見学等に行ったことがあるが、確かに山があり、磯観察の場も岩場である。そこでお子様がほとんどの活動ができたというのは、道具に加えて、いろいろな方のご尽力があったことと思う。実現できたのはとてもすばらしいと思い、大変ありがたく思う。どうもありがとう。

福元委員 移動教室というと、子どもを元気に親に引き渡すことができたという、それだけで大成功である。今回はさらに、観察が思う以上によくできたとか、車椅子の子どもについて新しい試みをして、それもうまくいった等の多くの成果があつてよかつたと思う。車椅子については指導室がかなりご苦労されたようであるが、これが今後は指導室にそれほど負担をかけなくても済むような方向に進めていければいいなと思う。この成果に対し関係者に拍手を送りたいと思う。

浅野委員 新しい試みであり、大変大きな進歩だなというふうに伺いながら感じていた。今年度の経験をまた整理されて、次年度に申し送りということだと思うが、来年度以降もぜひ今回の経験を生かしていただきたいなというふうに思う。ありがとう。

大熊教育長 よろしいか。

以上で、海の移動教室についてに係る報告を終了する。

次に、報告事項4、小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会について、及び報告事項5、もくせい教室に関する庁内検討委員会については、相互に関連するので、一括して報告願う。

浜田指導室長 報告事項4、報告事項5については関連しているので、一括で報告させていただく。

まず、それぞれの設置目的であるが、教育相談所は、市内在住の幼児・児童・生徒の教育指導上の諸問題についての相談に応じ、教育の充実を図るため、もくせい教室は、心理的要因等により登校できない児童・生徒に対して適切な指導及び援助を行うため、それぞれ設置しているところである。両施設が設置されているシャトー小金井別館3階は、建築後40年以上経過しているところもあり、一部雨漏りが発生するなど、施設面の課題があるところである。また、平成29年第4回定例会において、もくせい教室の環境改善を求める陳情書が市議会において採択されているところである。これらのことも踏まえ、もくせい教室の機能及び設置場所の検討を行うために、平成30年5月1日付けで、小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会、もくせい教室に関する庁内検討委員会をそれぞれ設置したところである。資料として、両検討委員会の設置要綱を配付させていただいているが、検討委員会の構成としては、庶務課長、学務課長、指導室長、公共施設マネジメント推進担当課長、学校長1名である。5月24日、木曜日に第1回検討委員会を開催し、今後2カ月に1回程度検討委員会を開催し、平成30年度末までに方針の検討を行っていく予定である。

報告は以上である。

大熊教育長 事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。

鮎川教育長
職務代理者 教育相談所ともくせい教室に関する庁内検討委員会の設置について、連携のご予定はあるか。

浜田指導室長 もちろん、教育相談所ともくせい教室、同じ場所、シャトー小金井にあるので、両方一遍にどこかに移動する等も含めて考えていきたいというふうに思っているので、第1回の検討委員会は、もくせい担当の校長、相談所担当の校長も含めて全員で合同開催したところである。今後も連携してやっていく。

鮎川教育長
職務代理者 わかった。ありがとう。

大熊教育長 他市の適応指導教室を見学に行ってもらっていて、どういうふう

になっているのかも調査していただいているところであるので、調査の結果を待ちたいと思うが、ほかにあるか。

浅野委員 第1条の設置の理由のところ、機能及び設置場所の検討を行うという項目が両方の文言に含まれているが、設置場所は今のご説明でわかったが、機能というのは具体的にはどういうことを念頭に置かれているのか。

浜田指導室長 相談所の機能としては、相談のあり方である。

浅野委員 それはそうであるが、その機能の検討を行うということが設置の理由として説明されているということは、これまでに果たされてきた機能とはまたちょっと、増やしたり減らしたりということも検討事項に入ってくるということか。

浜田指導室長 そのとおりである。今までの施設面からできなかったことをより充実したいと考える。相談室は、今、個数が3つしかないが、もっと必要ではないか。あるいは、もくせい教室では、卓球などのスポーツもできる場所があったほうがいいのではないか。必要な機能と設置場所をあわせて考えて、より充実したものにしていきたいと考えている。

浅野委員 わかった。ありがとう。

大熊教育長 ちょっと補足すると、もくせい教室だけが実は卓球をやるわけではなくて、相談をやるときに卓球セラピーみたいなものがある。そういうのは今、できないが、そういう遊びを通して心をいやすということもあるので、そういう機能も少しずつ考えられたらいいかなと思っているが、どうなるか、今、いろいろ検討していただいている。それが機能ということになる。

浅野委員 つまり、現状維持というよりは、もうちょっと積極的な方向で考えていくという。

大熊教育長 できたらいいかなというふうに思っている。

浅野委員 わかった。

大熊教育長 事務局の説明は終わるが、よろしいか。

以上で、報告事項4の小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会について、及び報告事項5、もくせい教室に関する庁内検討委員会についての報告を終了する。

次に、その他である。学校教育部から報告事項があれば、発言願う。

川合学校
教育部長 学校教育部から庶務課長より2点ほど報告があるので、願います。

三浦庶務課長 私のほうから2点ほど報告を申し上げる。

1点目、基準不適合のブロック塀に係る対応についてである。平成30年6月18日、月曜日朝に発生した大阪府北部を震源とする地震により、ブロック塀が倒壊する事故が発生して、通学途上の児童がブロック塀の下敷きとなる痛ましい事故が発生した。この事故を受けて、その後の当市における対応状況について口頭により報告を申し上げる。大阪府で発生した事故の報道を受け、小金井市教育委員会では直ちに緊急点検を行ったところである。点検方法としては、庶務課施設係所属の建築士の資格を有する建築技術職の職員が、市内14校を戸別に訪問し、直接、目視点検を行い、事故現場と同様の構造を有するブロック塀等が校地内に存するかどうか、また、関係法令に違反する事例がないかを中心に点検を行った。この結果、市内2校で法令不適合と思われる部分が存在することが判明したので、該当校にもご協力をいただき、児童・生徒への注意喚起を行ったほか、ブロック塀付近にはカラーコーン等を用いて児童等の立ち入りを禁止し、現在もこの措置を継続しているところである。今後であるが、現在、市長部局とも密接に連携をとりながら、他の市施設を含め、法令の基準に適合させることはもとより、安全性の確保を最優先に取り組む必要があるとの認識に立ち、早期に関係各課との調整を図り、補修または修繕等を実施するものとしている。詳細は、現在、詰め作業をしており、具体的な形になったら、遅滞なく教育委員会のほうにも改めて報告させていただきたいと考え

ているので、現時点の状況について、以上のとおり報告を申し上げる次第である。

2点目である。市立小・中学校の敷地内禁煙についてである。学校における受動喫煙防止対策については、平成30年2月20日付け、学校における受動喫煙防止対策の一層の推進について（通知）により、東京都教育委員会教育長から区市町村教育委員会教育長宛てに文書が送付され、この中で学校においては敷地内禁煙を原則とする、より一層の受動喫煙防止対策の推進が依頼されており、平成30年4月に開催された東京都市教育長会でも議題となったところである。小金井市教育委員会としては、これらの経過を踏まえ、5月には教育委員会内部の関係課が集まり、対応を協議した。結果、平成30年9月1日から市立小・中学校の敷地内全面禁煙を実施したい旨の考え方をまとめ、6月に開催された市立小・中学校長会に報告を行い、校長会から特段、反対のご意見はなかった。この後、6月下旬には教育長の起案・決裁を経て、7月20日付けで市立小・中学校全校に対し敷地内全面禁煙に向けて取り組むよう通知をしたところである。今後については、市報こがねいに関連記事の掲載を予定するほか、市ホームページにおいても周知を図り、学校を利用する市内の各団体に対しても所管課を通じてご協力をお願いしてまいりたいと考えている。また、東京都子どもを受動喫煙から守る条例第10条では、喫煙しようとする者は、学校等の路上の周辺において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない旨が規定されているので、都条例の趣旨に鑑み、子どもの受動喫煙防止に向けた啓発活動に取り組み、各学校にもご協力をいただきながら、門扉への看板設置なども検討してまいりたいと考えている。以上のとおり、平成30年9月1日から小金井市立小・中学校においては、全校において敷地内禁煙とさせていただくので、この旨、報告させていただきます。

以上である。

大熊教育長

ということで、あっという間に敷地内全面禁煙を粛々と進めさせていただいた。よろしいか。

浅野委員

1点確認、いいか。学校敷地内全面禁煙は大変大きな進歩だなというふうに伺っていた。それで、小金井市としては、例えば市庁舎

内とか市の所管する敷地内での禁煙の計画というものはあったりするのか、その辺をちょっと伺いたい。

三浦庶務課長 実を申すと、教育委員会のほうが若干先行しているかなという思いはある。他の市施設については、それぞれの所管課と今後対応を協議することになる。

浅野委員 ありがとう。

大熊教育長 まず子どもを守るということで。門のところに設置する看板を作る予定だが、敷地の外に出て、門のすぐ外でたばこを吸うというのもちよっとやめていただきたいなとよろしくお願ひしたい。

それから、1つだけつけ加えさせていただきたいが、壁のことについては、学校内は大丈夫だったが、通学路の点検も7月の終わりまでには全ての学校で点検が終了する。それから、通学のことに関して、教育委員会のほうでしっかり、東京都から来ている資料を参考に、全児童・生徒に対し危険な壁があったときにはどのように対応したらいいかという指導をしてもらえるようにしたので、子どもたちは何らかの形で危険な壁をどう回避するというのを、自分で安全を守るという指導を進めているところである。何しろ個人のお宅の壁を取り壊してというわけにはいかないの、自分で安全を守るという指導は全て徹底できたというふうに思っている。報告させていただく。

事務局の説明が終わった。本件に関し、質問、ご意見はあるか。その他、生涯学習部から報告があれば、発言願う。

藤本生涯
学習部長 特にない。

大熊教育長 それでは、今後の日程について事務局より報告願う。

中島庶務係長 教育委員会の今後の日程について報告する。

平成30年度東京都市教育長会研修会が、7月20日、金曜日、午後2時30分から東京自治会館講堂で開催される。福元委員のご出席をお願いする。

続いて、平成30年第8回教育委員会定例会が、7月31日、火曜日、午後1時30分から、萌え木ホールA・B会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

続いて、平成30年第9回教育委員会定例会が、8月23日、木曜日、午後1時30分から801会議室で開催される。全委員のご出席をお願いする。

今後の日程は以上となる。

大熊教育長

ただいまの事務局からの報告事項に対し、何かご質問等はあるか。よろしく願いする。

これから、日程第6、代処第17号、平成30年7月1日付け副校長の任命に係る内申の代理処理についてを議題とするところであるが、本件は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断する。委員の皆様、ご異議はないか。

(委員一同異議なしの声)

大熊教育長

全員異議なしと認め、秘密会を開催する。

準備のため、休憩する。

傍聴人におかれては、席を外していただくことになるので、よろしく願いする。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時07分

大熊教育長

再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。これをもって平成30年第7回教育委員会定例会を閉会する。

閉会 午後3時08分